○放置違反金の納付命令に係る使用制限に関する事務処理要領

平成18年５月30日
駐対第６１１号
警察本部長

放置違反金の納付命令に係る使用制限に関する事務処理要領の制定について（通達）

道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）の施行に伴い、放置違反金の納付命令に係る使用制限に関する規程（平成18年埼玉県公安委員会規程第15号）第９条の規定に基づき、みだしの要領を別添のとおり制定し、平成18年６月１日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

別添

放置違反金の納付命令に係る使用制限に関する事務処理要領

第１　趣旨

この要領は、放置違反金の納付命令に係る使用制限に関する規程（平成18年埼玉県公安委員会規程第15号。以下「規程」という。）第９条の規定に基づき、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第75条の２第２項の規定による車両の使用の制限命令（以下「使用制限」という。）及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「運転代行業法」という。）第19条第１項の規定により読み替えて適用される使用制限（以下「読み替えて適用される使用制限」という。）の事務処理に関し必要な細目的事項を定めるものとする。

第２　報告及び移送

１　通報の受理

交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）は、警察庁から納付命令の回数及び前歴の回数により使用制限及び読み替えて適用される使用制限（以下「使用制限等」という。）の基準に該当する車両（以下「基準該当車」という。）が通報されるので、受理するものとする。

なお、通報後、放置違反金納付命令が取り消されたことにより、基準に該当しないこととなった場合にも通報されることに留意すること。

２　基準該当車の確認

交通指導課長は、前記１の通報を受理した場合は、次により基準該当車の確認を行うものとする。

(1) 当該基準該当車に係る放置違反金納付命令書及び使用制限書の写しにより、当該通報に誤りがないかを確認すること。この場合において、当該納付命令書及び使用制限書が他の都道府県公安委員会に係るものである場合は、当該公安委員会に係る都道府県警察の主管課から取り寄せて確認すること。

(2) 前記(1)により通報に誤りがないことを確認した場合は、使用制限にあっては当該基準該当車の使用者、使用の本拠の位置等、読み替えて適用される使用制限にあっては、当該基準該当車の使用者である運転代行業者の主たる営業所の所在地（以下「主たる営業所の所在地」という。）が変更されていないかどうかを道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第６条に規定する自動車登録ファイル等により再確認すること。

(3) 前記(1)及び(2)により確認した結果、使用制限等の命令の基準を満たさないと認める場合又は当該基準該当車の滅失、使用者の変更等により使用制限等の命令を行うことができない場合は、手続を打ち切ること。

３　使用制限等の命令に係る報告

交通指導課長は、前記２(1)及び(2)により確認した結果、使用制限等の命令の基準を満たしており、基準該当車の使用の本拠の位置又は主たる営業所の所在地が本県にあると認められる場合は、放置違反金の納付命令を受けた使用者に対する使用制限の処分基準等（規程別記）により処分量定を行った上、使用制限にあっては車両使用制限命令事案報告

書（様式第１号）、読み替えて適用する使用制限にあっては運転代行業者に係る車両使用制限命令事案報告書（様式第２号）により、警察本部長に報告するものとする。

４　使用制限等の命令に係る事案の移送

交通指導課長は、使用制限等の命令の基準を満たすと認められるが、既に当該基準該当車の使用の本拠の位置又は主たる営業所の所在地が他の都道府県に移転していると認められる場合は、使用制限にあっては車両の使用制限処分事案移送通知書（規程様式第１号）に、読み替えて適用される使用制限にあっては運転代行業者に係る車両の使用制限処分事案移送通知書（規程様式第２号）に関係書類を添付して、当該移転先の都道府県公安委員会に事案を移送するものとする。

第３　監督行政庁からの意見聴取

交通指導課長は、埼玉県公安委員会が規程第８条の規定により国土交通省関東運輸局長から意見を聴くときは、車両の使用制限命令に関する意見照会書（様式第３号）により国土交通省関東運輸局埼玉支局長を経て送付するものとする。

第４　聴聞

交通指導課長は、法第75条の２第３項において準用する法第75条第４項の規定による聴聞について、法第75条第５項から第８項までの規定、行政手続法（平成５年法律第88号）及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞等に関する規則」という。）の定めるところによるほか、次により実施するものとする。

(1)　聴聞の主宰者は、交通部聴聞官又は交通部交通指導課の警部以上の階級にある警察官の中から交通指導課長が指定する者をもって充てること。

(2)　聴聞の通知及び公示は、次により行うこと。

ア　聴聞通知書（聴聞等に関する規則別記様式第６号）の発出に当たって、あらかじめ、当該使用制限等の命令の基礎となる放置違反金の納付命令の原因となった車両に係る違法駐車行為をした者が、交通反則切符による告知又は交通切符による検挙（以下「反則告知等」という。）を受けていないかを確認し、反則告知等を受けている場合は、放置違反金の納付命令が法第51条の４第16項の規定により取り消されるかを確認してから発出及び公示する。

イ　聴聞の期日及び場所の公示は、使用制限にあっては車両の使用制限命令に係る公示聴聞通知書（様式第４号）、読み替えて適用される使用制限にあっては運転代行業者に係る車両の使用制限命令に係る公示聴聞通知書（様式第５号）により行う。

ウ　使用制限等の命令を受ける対象となる車両の使用者の所在が判明しない場合において行う法第75条第６項に規定による通知は、前記イの公示を兼ねることとし、この場合は、使用制限にあっては車両の使用制限命令に係る公示聴聞通知書（様式第６号）、読み替えて適用される使用制限にあっては運転代行業者に係る車両の使用制限命令に係る公示聴聞通知書（様式第７号）により行う。

第５　処分の執行

１　処分要件の再確認

交通指導課長は、使用制限等の処分の決裁を受けようとする日の前日に、当該処分の基礎となる放置違反金の納付命令について取消しが行われていないかを再確認するものとす

る。この場合において、取消しが行われており、処分要件を欠くこととなる場合は、手続を打ち切ること。

なお、使用制限等の命令の決定後に当該処分の基礎となった放置違反金納付命令が取り消されるに至ったとしても、使用制限等の命令の効力に影響を及ぼさないことに留意すること。

2　聴聞実施後に使用の本拠の位置等が他の都道府県に移転された場合の取扱い

聴聞を実施した後、処分が決定される前に、処分の対象である車両の使用の本拠の位置又は主たる営業所の所在地が他の都道府県に移転された場合は、前記第２の４により当該移転先の都道府県公安委員会に事案を移送するものとする。

なお、他の都道府県から同様の経緯で事案の移送を受けた場合は、処分の決定に先立ち、改めて聴聞を行うことに留意すること。

3　処分の執行手続

使用制限等の処分の決定があったときは、次により当該使用制限等の処分を執行するものとする。

(1)　交通指導課長は、当該処分に係る車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署の署長に、使用制限にあっては車両使用制限処分決定通知書（様式第８号）を、読み替えて適用される使用制限にあっては運転代行業者に係る車両使用制限処分決定通知書（様式第９号）を送付すること。

(2)　車両使用制限決定通知書又は運転代行業者に係る車両使用制限処分決定通知書の送付を受けた警察署長（以下「署長」という。）は、速やかに当該処分に係る車両の使用者（以下「被処分者」という。）に対して、使用制限にあっては車両の使用制限書（規程様式第３号）を、読み替えて適用される使用制限にあっては運転代行業者に係る車両の使用制限書（規程様式第４号）を交付するとともに、当該処分に係る車両の前面の見やすい箇所に道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）第９条の15に規定する標章（以下「運転禁止標章」という。）又は自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令（平成14年内閣府令第35号。以下「運転代行業法の施行に伴う施行規則の規定の読替えに関する内閣府令」という。）の規定により読み替えて適用される運転禁止標章（以下「読み替えて適用される運転禁止標章」という。）を貼り付けて処分を執行すること。

なお、車両の使用制限書又は運転代行業者に係る車両の使用制限書については、命令をしたときに交付するものとされており、使用制限等の命令自体は非要式行為であるから、受領を拒否されたとしても、口頭により命令の内容を伝達すれば、命令の効力に影響はないことに留意すること。

(3)　署長は、処分を執行するに当たって、処分の対象である車両について、運転禁止標章又は読み替えて適用される運転禁止標章の貼り付け状況及び走行距離計の数値を写真撮影等により記録するとともに、必要に応じて、処分期間中及び処分期間終了時に、運転禁止標章又は読み替えて適用される運転禁止標章の貼り付け状況及び走行距離数に変化がないかどうかを確認すること。

(4)　署長は、使用制限の処分を執行した場合は交付した車両の使用制限書の写しを添付

した車両使用制限処分執行報告書（様式第10号）により、読み替えて適用される使用制限の処分を執行した場合は運転代行業者に係る車両の使用制限書の写しを添付した運転代行業者に係る車両使用制限処分執行報告書（様式第11号）により、交通指導課長を経て報告すること。

(5)　処分を執行したときに処分の対象となる車両に貼り付けた運転禁止標章又は読み替えて適用される運転禁止標章は、原則として、処分期間終了後に、処分を執行した署長が取り除くこと。ただし、被処分者が十分に反省しており、当該被処分者が命令を遵守すると見込まれる場合は、処分期間終了後に当該被処分者自身に運転禁止標章又は読み替えて適用される運転禁止標章を取り除かせることができる。

4　処分執行時の立会人

処分の執行に当たっては、原則として、被処分者又はこれに代わるべき代理人等（以下「被処分者等」という。）を立ち会わせるものとする。この場合において、被処分者が法人の場合は必ずしも法人の代表者を立ち会わせることを要しないが、処分の対象である車両を使用している営業所の長等、同車の運行について責任を有する者を立ち会わせること。

5　立会い等拒否時の取扱い

被処分者等が、処分の執行における立会いを拒否する、車両の使用制限書又は運転代行業者に係る車両の使用制限書の受領を拒否するなど処分執行手続を阻害する場合については、できるだけ被処分者等を説得して適正に処分を執行することとするが、被処分者等が飽くまでも手続に応じない場合は、車両の使用制限書又は運転代行業者に係る車両の使用制限書を被処分者の自宅郵便受けに投函するなど社会通念上被処分者等の支配下に入ったと認められる状態にした上で、処分の対象である車両に運転禁止標章又は読み替えて適用される運転禁止標章を貼り付けることにより処分を執行するものとする。この場合において、次に掲げる事項に十分留意すること。

(1)　処分の対象である車両が、被処分者の自宅駐車場等車両の運行を制限しても違法及び迷惑にならない場所に所在しているものであること。

(2)　被処分者等に対し、車両に運転禁止標章又は読み替えて適用される運転禁止標章を貼り付けること及び使用制限処分期間中に当該車両を運行し、又は運転禁止標章若しくは読み替えて適用される運転禁止標章を取り除くとそれぞれ処罰の対象になることを口頭で告げること。

(3)　処分の執行状況を詳細に記録しておくこと。

6　他の都道府県公安委員会に対する処分の執行依頼

交通指導課長は、使用制限等の処分決定後、処分を執行するまでの間に、処分の対象である車両の使用の本拠の位置又は主たる営業所の所在地が他の都道府県に移転された場合は、使用制限にあっては車両の使用制限処分執行依頼書（規程様式第５号）に車両の使用制限書その他関係書類を添付し、読み替えて適用される使用制限にあっては運転代行業者に係る車両の使用制限処分執行依頼書（規程様式第６号）に運転代行業者に係る車両の使用制限書その他関係書類を添付して移転先を管轄する都道府県公安委員会の処分の執行を依頼するものとする。

また、他の都道府県公安委員会から処分の執行依頼を受けた場合は、速やかに処分を執行するとともに、その結果を、当該依頼をした都道府県公安委員会に報告すること。

7　関係記録の保存

交通指導課長は、使用制限等の処分を執行した事案の関係書類を、処分年月日順に整理し、処分を執行した日から起算して３年間保存するものとする。

なお、処分の決定をしたが、被処分者が所在不明等のため、処分が未執行の事案については、処分決定の順に整理保管すること。

第６　使用制限等の命令違反等の検挙

1　使用制限等の命令違反

使用制限等の処分を執行された車両について、処分期間中に、運転されているのを現認した場合、処分執行時の走行距離計の数値に変化が見られる場合等法第119条第２項第５号違反が行われたと認められる場合は、現行犯逮捕等の措置も含め、積極的に捜査し、検挙の措置を講じるものとする。

なお、同違反の主体となるのは、被処分者である車両の使用者であるが、法第123条の規定により、当該使用者の代理人、使用人その他の従業者が、当該使用者の業務に関して処分の対象である車両を運転し、又は運転させた場合は、その行為者も処罰の対象となることに留意すること。

2　運転禁止標章等の破損等違反

処分期間終了前に運転禁止標章又は読み替えて適用される運転禁止標章が破損等され、又は取り除かれたことにより法第75条第11項に違反したと認められる場合は、積極的に捜査し、検挙の措置を講じるものとする。

第７　運転禁止標章等の除去

施行規則第９条の16（運転代行業法の施行に伴う施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。）に規定する標章除去申請書の受理及び運転禁止標章又は読み替えて適用される運転禁止標章の除去については、当該申請に係る車両の使用の本拠の位置等を管轄する署長が行うものとし、当該申請書を受理した署長は、次により措置するものとする。

(1)　申請者が、当該車両を買い受けた者その他使用権限を有する第三者のときは、施行規則第９条の16の規定に基づく書類を添付又は提示させること。

(2)　当該申請書及び添付又は提示された書類について審査し、当該申請に係る車両の使用について権限を有する者であり、かつ、当該車両を被処分者に使用させることがないと認めたときは、交通指導課長と協議し、当該運転禁止標章等を除去すること。

(3)　申請内容を審査した結果、申請の手続に不備がある、又は内容が不適格であると認めたときは、交通指導課長と協議し、当該申請を棄却すること。

第８　国家公安委員会への報告

法第51条の６第１項に規定する国家公安委員会への報告のうち放置関係使用制限命令及び同命令違反に係るものについては、交通指導課長が施行規則第７条の９の表４の項及び５の項に定める事項について、警察庁に報告することにより行うものとする。

実施日

この通達は、平成18年６月１日から実施する。

実施日（平成20年１月11日駐対第19号）

この通達は、平成20年１月21日から実施する。
実施日（平成20年３月31日務第922号）
この通達は、平成20年４月１日から実施する。
実施日（平成28年３月29日務第840号）
この通達は、平成28年４月１日から実施する。
実施日（令和２年11月27日交指第2002号）
この通達は、令和２年12月１日から実施する。
実施日（令和４年９月30日交指第976号）
この通達は、令和４年10月１日から実施する。
実施日（令和７年４月１日務第740号）
この通達は、令和７年４月１日から実施する。
実施日（令和８年５月20日交指第553号）
この通達は、令和８年５月21日から実施する。

様式第１号（第２関係）
（表面）

交指第　　号

車両使用制限命令事案報告書

年　　月　　日

埼玉県警察本部長　殿

埼玉県警察本部交通部交通指導課長

下記の者は、道路交通法第75条の２第２項に規定に基づく処分事案に該当すると認められるので報告する。

使用者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	
使用者の住所（法人にあって事業所の所在地）	
車両の番号標の番号	
事案の内容 （当該使用制限基準に該当することとなった放置違反金納付命令・使用制限歴の状況を記載）	

（裏面）

処　理　結　果						
使用制限該当等通報年月日	該当通報	年　月　日				
	中止通報	年　月　日				
放置違反金納付命令書・使用制限命令書の確認						
該当車両・使用者等の現状確認						
処分量定	日間	免除	年　月　日			
運輸支局の意見	照会書発出	年　月　日				
	照会先					
	意見					
聴聞の主宰者	所属		階級等		氏名	
放置違反金納付命令取消事由の確認①	確認	年　月　日	取消事由の有無	有・無		
	告知	年　月　日	反則金納付確認	有・無		
	内容					
聴聞通知年月日	年　月　日（発出した日）					
聴聞公示年月日	年　月　日（掲示等の措置をした日）					
代理人・参加人・補佐人の出頭等						
聴聞期日・場所変更						
文書閲覧請求						
聴聞期日	年　月　日					
聴聞出席者						
陳述書及び証拠書類等の提出・還付						
聴聞続行・再開						
聴聞調書等閲覧請求						
放置違反金納付命令取消事由の確認②	確認	年　月　日	取消事由の有無	有・無		
	告知	年　月　日	反則金納付確認	有・無		
	内容					
処分決定年月日	年　月　日					
決定日数	日間					
処分執行年月日	年　月　日					
運転禁止期間	年　月　日から 年　月　日まで					
処分執行者			階級等		氏名	
使用制限命令違反等						
処分執行依頼	依頼	年　月　日				
	依頼					
標章除去申請						
備考						

様式第２号（第２関係）
（表面）

交指第　　号

運転代行業者に係る車両使用制限命令事案報告書

年　　月　　日

埼玉県警察本部長　殿

埼玉県警察本部交通部交通指導課長

下記の者は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第１項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条の２第２項の規定に基づく処分事案に該当すると認められるので報告する。

使用者である運転代行業者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	
主たる営業所の所在地	
車両の番号標の番号	
事案の内容 （当該使用制限基準に該当することとなった放置違反金納付命令・使用制限歴の状況を記載）	

（裏面）

処　理　結　果						
使用制限該当等通報年月日	該当通報	年　月　日				
	中止通報	年　月　日				
放置違反金納付命令書・使用制限命令書の確認						
該当車両・使用者等の現状確認						
処分量定	日間	免除	年　月　日			
運輸支局の意見	照会書発出	年　月　日				
	照会先					
	意見					
聴聞の主宰者	所属		階級等		氏名	
放置違反金納付命令取消事由の確認①	確認	年　月　日	取消事由の有無	有・無		
	告知	年　月　日	反則金納付確認	有・無		
	内容					
聴聞通知年月日	年　月　日（発出した日）					
聴聞公示年月日	年　月　日（掲示等の措置をした日）					
代理人・参加人・補佐人の出頭等						
聴聞期日・場所変更						
文書閲覧請求						
聴聞期日	年　月　日					
聴聞出席者						
陳述書及び証拠書類等の提出・還付						
聴聞続行・再開						
聴聞調書等閲覧請求						
放置違反金納付命令取消事由の確認②	確認	年　月　日	取消事由の有無	有・無		
	告知	年　月　日	反則金納付確認	有・無		
	内容					
処分決定年月日	年　月　日					
決定日数	日間					
処分執行年月日	年　月　日					
運転禁止期間	年　月　日　から 年　月　日　まで					
処分執行者			階級等		氏名	
使用制限命令違反等						
処分執行依頼	依頼	年　月　日				
	依頼					
標章除去申請						
備考						

様式第３号（第３関係）

公委第　　号（交指）
年　　月　　日

車両の使用制限命令に関する意見照会書

国土交通省関東運輸局長　殿
（埼玉運輸支局長経由）

埼 玉 県 公 安 委 員 会　印

道路交通法第75条の２第２項の規定に基づき、次のとおり車両の使用制限命令を行う予定であるので、意見があれば、　　年　　月　　日までに、文書をもって回答願います。

なお、期日までに回答がない場合には、意見がないものとして取り扱います。

記

１　対　象　者
　　事　業　所　名

　　所　　在　　地

　　代表者氏名

２　処分理由等
　　別紙のとおり。

取扱者	埼玉県警察本部交通部交通指導課　　担当 電話

別紙

処　分　の　理　由		
処分の年月日（予定）	年　　月　　日	
処分の期間（予定）	日　間	
処　分　に　係　る　車　両	登録（車両）番号	
	使　用　の　種　別	
その他の参考事項		

様式第４号（第４関係）

第　　号

車両の使用制限命令に係る公示聴聞通知書

道路交通法第75条の２第２項の規定による車両の使用制限命令について、同条第３項において準用する同法第75条第４項の規定に基づく公開による聴聞を次により行う。

年　　月　　日

埼 玉 県 公 安 委 員 会

記

１　聴聞の期日　　年　　月　　日　　時　　分開始

２　聴聞の場所

様式第５号（第４関係）

第　　号

運転代行業者に係る車両の使用制限命令に係る公示聴聞通知書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第１項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条の２第２項の規定による車両の使用制限命令について、同条第３項において準用する同法第75条第４項の規定に基づく公開による聴聞を次により行う。

年　　月　　日

埼 玉 県 公 安 委 員 会

記

１　聴聞の期日　　年　　月　　日　　時　　分開始

２　聴聞の場所

様式第６号（第４関係）

第　　号

車両の使用制限命令に係る公示聴聞通知書

道路交通法第75条の２第２項の規定による車両の使用制限命令について、同条第３項において準用する同法第75条第４項の規定に基づく公開による聴聞を次のとおり行う。

当事者の所在が不明のため行政手続法第15条第３項の規定により当事者に対する通知は、この告示をもって代える。

年　　月　　日

埼玉県公安委員会　印

記

１　聴聞の期日　　年　　月　　日　　時　　分開始

２　聴聞の場所

３　当　事　者　　住所（法人にあっては事業所の所在地）

氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

４　聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

５　その他

聴聞に関する事項を記載した書面は、当事者から請求があればいつでもこれを交付する。

様式第７号（第４関係）

第　　号

運転代行業者に係る車両の使用制限命令に係る公示聴聞通知書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第１項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条の２第２項の規定による車両の使用制限命令について、同条第３項において準用する同法第75条第４項の規定に基づく公開による聴聞を次のとおり行う。

当事者の所在が不明のため行政手続法第15条第３項の規定により当事者に対する通知は、この告示をもって代える。

年　　月　　日

埼玉県公安委員会　印

記

１　聴聞の期日　　年　　月　　日　　時　　分開始

２　聴聞の場所

３　当　事　者　　主たる営業所の所在地

氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

４　聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

５　その他

聴聞に関する事項を記載した書面は、当事者から請求があればいつでもこれを交付する。

様式第８号（第５関係）

交指第　　号
年　月　日

警察署長　殿

交通部交通指導課長

車両使用制限処分決定通知書

下記の者は、道路交通法第75条の２第２項の規定に基づく処分が決定したので通知します。

使用者の住所、氏名及び連絡先電話(法人にあっては、事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
使用の本拠の位置	
車両の番号標の番号	
処分執行年月日	
処分内容及び運転禁止の理由	
聴聞の状況	
備考 （行政不服審査法第82条の規定による教示の必要の有無）	

様式第９号（第５関係）

交指第　　号
年　月　日

警察署長　殿

交通部交通指導課長

運転代行業者に係る車両使用制限処分決定通知書

下記の者は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第１項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条の２第２項の規定に基づく処分が決定したので通知します。

使用者である運転代行業の住所、氏名及び連絡先電話（法人にあっては、事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）	
主たる営業所の所在地	
車両の番号標の番号	
処分執行年月日	
処分内容及び運転禁止の理由	
聴聞の状況	
備考 （行政不服審査法第82条の規定による教示の必要の有無）	

様式第10号（第５関係）

第　　号
年　　月　　日

埼玉県警察本部長殿

警察署長

車両使用制限処分執行報告書

使用制限処分の根拠	道路交通法第75条の２第２項
車両の使用制限書の交付日時	年　　月　　日　　時　　分
同上交付場所	
被交付者の住所、氏名	
標章をちょう付した車両の番号標の番号	
処分執行した警察職員の官職氏名	
処分執行の際における特異動向等	

様式第11号（第５関係）

第　　号
年　　月　　日

埼玉県警察本部長殿

警察署長

運転代行業者に係る車両使用制限処分執行報告書

使用制限処分の根拠	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第１項の規定により読み替えて適用する道路交通法第75条の２第２項
車両の使用制限書の交付日時	年　月　日　時　分
同上交付場所	
被交付者の住所、氏名	
標章をちょう付した車両の番号標の番号	
処分執行した警察職員の官職氏名	
処分執行の際における特異動向等	